

◎ 法務局における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項等を改正

【法令名】

法務局における遺言書の保管等に関する法律

【掲載官報】	平成 30 年 7 月 13 日 号外第 154 号 10 ページ
【法令番号】	平成 30 年 7 月 13 日 法律第 73 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 趣旨</p> <p>この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。2において同じ。）における遺言書（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 968 条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをすることとした。（第 1 条関係）</p> <p>2 遺言書保管所</p> <p>遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどることとした。（第 2 条関係）</p> <p>3 遺言書保管官</p> <p>遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱うこととした。（第 3 条関係）</p> <p>4 遺言書の保管の申請</p> <p>遺言者は、自ら出頭し、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができることとした。（第 4 条関係）</p> <p>5 遺言書保管官による本人確認</p> <p>遺言書保管官は、4 の遺言書の保管の申請があった場合において、申請人に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をすることとした。（第 5 条関係）</p> <p>6 遺言書の保管等</p> <p>（一）遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行うこととした。（第 6 条第 1 項関係）</p>

(二) 遺言者は、自ら出頭し、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所（以下「特定遺言書保管所」という。）の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができることとした。（第 6 条第 2 項～第 4 項関係）

7 遺言書に係る情報の管理

遺言書保管官は、6(一)の規定により保管する遺言書について、遺言書の画像情報等を磁気ディスクをもって調製する遺言書保管ファイルに記録することによって、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならないこととした。（第 7 条関係）

8 遺言書の保管の申請の撤回

遺言者は、自ら出頭し、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、4 の遺言書の保管の申請を撤回することができることとした。（第 8 条関係）

9 遺言書情報証明書の交付等

(一) 遺言書の保管を申請した遺言者の相続人並びに当該遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者等（以下「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「遺言書情報証明書」という。）の交付を請求することができることとした。（第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 4 項関係）

(二) 関係相続人等は、自己が関係相続人等に該当する遺言書（以下「関係遺言書」という。）を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができることとした。（第 9 条第 3 項及び第 4 項関係）

(三) 遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し又は関係遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知することとした。（第 9 条第 5 項関係）

10 遺言書保管事実証明書の交付

何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無等を証明した書面（「遺言書保管事実証明書」という。）の交付を請求することができることとした。（第 10 条関係）

11 遺言書の検認の適用除外

民法第 1004 条第 1 項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しないこととした。（第 11 条関係）